平成 19 年 7 月 1 日 告 示 第 2 2 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、南伊勢町が発注する建設工事について、入札・契約に関する情報を広く町民に公開し、公共工事に対する町民の理解を高めるとともに、より透明性を高め、公正な入札・契約手続きを進めるため、予定価格の事前公表について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「予定価格」とは南伊勢町会計規則(平成17年10月1日規則第55号)第61条の規定に基づき定められた価格で、消費税及び地方消費税を含む価格をいう。
 - 2 この要綱において、「事前公表」とは入札前に入札参加希望者、入札指名業者および町民に対し 公表することをいう。

(事前公表の対象工事)

第3条 予定価格を事前公表する対象工事は、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定 する建設工事(測量、調査、設計及び製造を含む。)を競争入札に付するもので、金額の多寡に関 らず全てをいう。

(事前公表する関連情報)

- 第4条 予定価格は、次に掲げる関連情報と共に事前公表するものとする。なお、設計金額、工事価格、 入札書比較価格、制限価格(基準価格)は事前公表の対象外とする。
 - (1) 工事番号
 - (2) 工事名
 - (3) 工事場所
 - (4) 予定価格 (消費税及び地方消費税を含む)
 - (5) 入札予定日

(事前公表の方法)

- 第5条 予定価格の事前公表は、入札指名通知書へ記載するとともに、町が設置する閲覧場所での別記様式による書面(以下「予定価格書」という。)での閲覧による方法とする。
 - 2 事前公表の時期は指名通知の時とする。

(閲覧の期間)

第6条 予定価格の事前公表の期間は、当該工事の契約日までとする。

(予定価格書の閲覧日時等)

- 第7条 予定価格書(別紙1)を閲覧に供する日は、南伊勢町の休日を定める条例(平成17年10月1日 条例第2号)第1条に掲げる日を除く日とする。
 - 2 閲覧時間は、執務時間内とする。

(閲覧の条件)

- 第8条 予定価格書を閲覧に供するときは、所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできない
 - 2 予定価格書を汚損または毀損してはならない。
 - 3 予定価格書の複写等の便宜供与は行わない。
 - 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
- 附 則 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
- 附 則 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の告示の規定は、平成23年10月1日以降の入札通知から適用し平成23年9月30日までの 入札通知については、なお従前の例による。

予	定	価	格	書
1 工事番	号	号		
2 工事名				
3 工事場	所 南伊勢町	<u>T</u>	坦	也内
4 予定価格 (消費税及び地方消費税を含む。)				
	<u>金</u>		<u>円</u>	
5 入札子	定日 平成	年	月	<u>且</u>
	連	終先 <u>南伊</u>	势町役場	課
			-	